

ほう素等 3 項目の排水基準に係る経過措置の見直しに当たっての基本的考え方について（案）

今回の経過措置の見直しに当たっては、次の①及び②のとおり、従来からの考え方を基本としつつ、これまで明文化されていなかった暫定排水基準適用の考え方を明確化することとする。

- ① 平成 22 年 12 月の大阪府環境審議会答申「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」における基本的考え方を踏襲する。
- ② 一律排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対して暫定排水基準を引き続き適用することを明確化する。

上記方針を踏まえて「基本的考え方」（案）を示す。

基本的考え方（案）

考え方 1 上水道水源地域では、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定排水基準を廃止

上水道水源地域に排水を排出するものに対しては、上水道水源保護の観点から、省令の一律排水基準より 10 倍厳しい環境基準に相当する上乗せ基準を設定している。

上水道水源保護の観点からは、可能な限り早期に暫定基準を廃止し、上乗せ基準への移行を検討する。

ただし、一律基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種の事業場に対しては、法の暫定基準との整合にも配慮しつつ、暫定排水基準を引き続き適用する。

考え方 2 上水道水源地域以外の陸域（その他の地域）の公共用水域については、原則として、省令の基準を適用するが、上乗せ条例による基準強化も検討

- ① その他の地域の公共用水域に排水を排出するものに対しては、省令に基づく一律基準または暫定基準を適用するが、十分に対応でき、必要と認められる場合には、上乗せ条例による基準強化を検討する。
- ② ふっ素については、一部業種を対象に、従来、府域で実施してきた排水規制の水準を維持するため、放流水域にかかわらず省令の暫定基準を上乗せ強化した独自の暫定基準を設定しており、これらについては、引き続き独自の暫定基準による規制を継続することとする。

考え方3 海域については、公共用水域の保全の観点や事業者の負担の公平性を考慮して、陸域（その他の地域）に適用する基準と同様の基準を適用

海域に放流する事業場についても、事業者の負担の公平性の観点等から陸域（その他の地域）への放流と同じ基準を適用することとする。

考え方4 生活環境保全条例に基づく届出事業場に適用する暫定基準については、法対象の特定事業場と同様の排水基準を設定

生活環境保全条例に基づく排水規制については、これまで、特定事業場と同様の排水基準を設定し適用してきたところである。こうした取組みは、上水道水源の保護をはじめとした府域の水質保全を図る上で、重要な役割を果たしていることから、これまでと同様の考え方で暫定基準を設定することとする。

考え方5 今回設定する暫定基準については、一定の適用期間の設定及び適切な見直しを実施

現時点で上乘せ基準等を技術的に遵守することが困難な業種については引き続き暫定排水基準を設定することとするが、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態、公共用水域での検出状況等を踏まえた適切な見直しが行われるよう、一定の適用期間を設定することとする。

下線部：平成22年12月1日大阪府環境審議会答申
の基本的考え方からの変更部分